

趣 意 書

中心市街地の活性化に関する法律（平成18年8月22日施行。以下「法」という。）が施行され、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定。以下「国の基本方針」という。）が示されました。

これにより、国の基本方針の目標として掲げられている「人口減少・少子高齢社会の到来に対応した、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること」（コンパクトなまちづくり）、「地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることにより、より活力ある地域経済社会を確立すること」を目指すこととなりました。

市町村については、国の基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地において、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、その取組に対し国から集中的かつ効果的に重点的な支援が受けられることになりました。

白河市においても、庁内に白河市中心市街地活性化基本計画策定準備委員会を立ち上げ、基本計画作成作業に着手しており、市が基本計画の認定申請を行う際には、法第15条により、都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者で組織された中心市街地活性化協議会の意見を聴かなければならない（法第9条第4項）こととされております。

このため、白河市の基本計画作成にあたり、このたび、白河商工会議所と株式会社楽市白河が設置主体となり、白河市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を設立し、中心市街地の活性化に向けて、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りながら、地域が自主的かつ自立的に取り組み、地域住民等の生活の基盤の核となる中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することにより、地域における社会的、経済的、文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある中心市街地の形成を図ることが重要となっております。

本協議会は、地域ぐるみで多様な関係者の意見をまちづくりに反映させ、白河市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上さらには民間活力をいかした地域づくりに向け、行政と連携し取り組むために設立するものであります。

平成19年6月29日

設立発起人

白河商工会議所

会 頭 和知 繁蔵

株式会社楽市白河

代表取締役社長 兼子 恵治